

山梨県公報

第六百十四号	令和七年 十二月四日	木曜日
--------	---------------	-----

目次

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出 六三九
- 国土調査の成果の認証 六三九
- 県営土地改良事業の工事の完了 六三九

教育委員会

- 簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取 六四〇
- 扱事務の名称等の一部を改正する告示

公安委員会

- 技能検定員等審査の実施 六四〇
- 山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 六四一
- 山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 六四二
- 山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条 六六八

公 告

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
- 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第二項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年十二月四日

山梨県知事 長崎幸太郎
ノホーリデイングス 代表取締役 萩野雄二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号
外二者

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 グリーンタウン甲府東(北エリア) 山梨県

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

甲府市向町字蛭田百二十一番一 外

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 萩野寛二	株式会社オギノ 代表取締役 萩野寛二
山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外	山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号
三者	外三者

3 変更の年月日 令和二年八月十一日

3 届出年月日 令和七年十一月二十五日

4 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

5 縦覧期間 この公告の日から令和八年四月六日まで

● 國土調査の成果の認証
國土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり國土調査の成果を認証した。

令和七年十二月四日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 調査を行った者の名称 甲府市
二 調査を行った時期 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで
三 成果の名称 地籍団及び地籍簿
四 調査を行った地域 甲府市下帯那町及び平瀬町の各一部
五 認証年月日 令和七年十一月二十六日

● 県営土地改良事業の工事の完了
県営土地改良事業(双葉北部地区中山間地域総合整備事業)の工事は、令和七年七月十日をもって完了した。

令和七年十二月四日

山梨県知事 長崎幸太郎

教育委員会

山梨県教育委員会告示第三号

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月四日

山梨県教育委員会

教育長 荻野智夫

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等（令和五年山梨県教育委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

本則の表公立学校教員選考検査の項中「第二次検査」の下に「及び秋期検査」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

令和七年十二月四日

山梨県公安委員会

委員長 飯室元邦

一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許
二 許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」

二 審査日時及び場所

- 1 審査日時 令和八年一月六日（火）から同月九日（金）までの午前九時から午後五時まで
- 2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

- 1 期間 令和七年十二月十五日（月）から同月十九日（金）まで
- 2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

- 1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識
- 2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

- 1 技能検定員審査
 - (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千七百五十円
 - (二) 普通自動車免許 一万九千八百円
 - (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千四百五十円
 - (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万二千二百円
- 2 教習指導員審査
 - (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万五千百円
 - (二) 普通自動車免許 一万二千円
 - (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千九百五十円
 - (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千八百五十円

なお、いずれの審査手数料についても山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五一・二八五一〇五三三（内線五九二二））に問い合わせること。
- 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようと/orする審査に係る運転免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記載された免許情報記録個人番号カードを提示すること。
大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

山梨県公安委員会規則第七号

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月四日

山梨県公安委員会

委員長 飯室元邦

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年山梨県公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「規定を含む」を「規程を含む。」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 電子署名 次に掲げるものをいう。

- イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名
- ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

第二条第一項第五号中「第三条第一項」を「第二条第六号」に改め、同項に次の一号を加える。

六 処分通知等 情報通信技術活用法第三条第九号及び情報通信技術活用条例第一条

第七号に規定する処分通知等をいう。

第三条第三項中「送信」を「入力し、又は送信」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 公安委員会等は、第一項の規定により申請等を行う者が、前項に規定する事項を入力し、又は送信する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であつて、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力し、又は送信するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力又は送信を要しないこととすることができる。

第三条に次の二項を加える。

5 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第三項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこ

れらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力され、又は送信されたものとみなす。

第五条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第三条第一項又は第三項の規定による入力又は送信が困難である場合

第五条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から一週間以内にしなければならない。

第六条を次のように改める。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第六条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第七条第一項及び情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

3 前項の場合において、公安委員会等は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

第十条を第十二条とする。

第九条第一項中「及び第三条第二項ただし書に規定する措置」を「その他申請等を行つた者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置」に改め、同条第二項中「情報通信技術利用条例第四条第四項」を「情報通信技術活用法第七条第四項及び情報通信技術利用条例第四条第四項」に、「（規則で定める）」を「（規則で定める）」に改め、「電子署名」の下に「（電子証明書が併せて送信されるものに限る。）」その他処分通知等を行つた者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置」を加え、同条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第十一條 情報通信技術活用法第七条第五項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があるものがあると公会又は警察本部長が認める場合

二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会又は警察本部長が認める場合

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第七条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会又は警察本部長の定めるところにより行う届出

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年十二月十五日（次項において「施行日」という。）から施行

（経過措置）

2 この規則による改正後の山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第五条第二項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。

山梨県公安委員会規則第八号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月四日

山梨県公安委員会

委員長 飯室元邦

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条の五第二項中「通行禁止除外車両指定申請書」を「除外標章交付申請書」に改め、同条に次の二項を加える。

4 通行禁止除外指定車の標章の交付を受けた者は、当該通行禁止除外指定車標章を亡

失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第六の二の除外標章再交付申請書により公安委員会に通行禁止除外指定車標章の再交付を申請することができる。

5 通行禁止除外指定車の標章の交付を受けた者は、当該通行禁止除外指定車標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに別記様式第六の三の除外標章記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該通行禁止除外指定車標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

第六条第二項中「別記様式第九の三」を「別記様式第五」に改め、同条第五項中「別記様式第九の三の二」を「別記様式第六の二」に改め、同条第六項中「別記様式第九の三の三」を「別記様式第六の三」に改める。

第六条の二第一項第二号中「別記様式第九の四」を「別記様式第九の三」に改める。

第六条の三第三項及び第七項中「別記様式第十」を「別記様式第九の四」に改め、同条第十項中「別記様式第十の十」を「別記様式第九の六」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「別記様式第十の九」を「別記様式第九の五」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「前項」を「第七項」に改め、「駐車許可証」との下に

「、同条第一項第二号前段中「掲示」とあるのは「掲示（第六条の三第八項に規定する場合にあつては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）を掲示」と」を加え、「廃棄」の下に「（第六条の三第八項に規定する場合にあつては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）」を加え、同項を同条第九項とし、第七項の次に次の二項を加える。

8 前項の駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであつて当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

第二十五条第三項第一号を次のように改める。

一 届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名に関する事項

第二十五条第三項第二号中「地位」の下に「にに関する事項」を加え、同項第三号中「における自動車の台数」を「にに関する事項」に改める。

別記様式第五を次のように改める。

別記様式第5（第5条の5、第6条関係）

山梨県公報

第六百四十四号

令和七年十二月四日

除外標章交付申請書

年 月 日

公安委員会 殿

住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
番号標に表示 されている番号	
除外を受けよう とする期間	
除外を受けよう とする区間	
除外を受けよう とする理由	<input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める業務に使用する <input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

六四三

別記様式第六の次に次の二様式を加える。

別記様式第6の2（第5条の5、第6条関係）

山梨県公報

第六百四十四号

令和七年十一月四日

除外標章再交付申請書

年 月 日

公安委員会 殿

住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

六四五

別記様式第6の3（第5条の5、第6条関係）

除外標章記載事項変更届

年 月 日

公安委員会 殿

住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第九の三を次のように改める。

別記様式第9の3（第6条の2関係）

連絡票

（運転者の連絡先／用務先）

他の交通の妨害になる等、早急に車を移動する必要が生じた場合に運転者に直ちに連絡が取れるように分かりやすく記載してください。

備考 用紙の大きさは日本産業規格A列5番以上とする。

別記様式第九の三の二及び別記様式第九の三の三を削る。
別記様式第九の四を次のように改める。

別記様式第9の4（第6条の3関係）

駐車許可申請書

年 月 日

警察署長 殿

住所（所在地）

申請者 氏名（名称）

電話

番号標に表示されている番号	
許可を受けようとする日時期間	
許可を受けようとする場所	
許可を受けようとする理由	

第 号

駐車許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件	
----	--

年 月 日

警察署長印

備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第九の四の次に次の二様式を加える。

別記様式第9の5（第6条の3関係）

駐車許可証再交付申請書

年 月 日

警察署長 殿

住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9の6（第6条の3関係）

山梨県公報

第六百四十四号

令和七年十二月四日

駐車許可証記載事項変更届

年 月 日

警察署長 殿

住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

六五三

別記様式第十を次のように改める。

別記様式第十 削除

別記様式第十の九及び別記様式第十の十を削る。

別記様式第十三の十一及び別記様式第十三の十一の二を次のように改める。

別記様式第13の11（第15条の11関係）

山梨県公報

第六百四十四号

令和七年十一月四日

初心運転者講習結果報告書

年　月　日

山梨県公安委員会 殿

指定講習機関名
管理者

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を 年 月 日に終了したので報告する。

番号	氏名 生年月日	住 所	性別	免許の 種類	免許証番号 免許情報記録番号	講習指導員名	効果測定結果

備考							

備考1 番号欄は、実施日ごとの番号とすること。

2 免許の種類欄は、準中型、普通、大自二、普自二又は原付の別を記載すること。

六五五

別記様式第13の11の2（第15条の11関係）

若年運転者講習結果報告書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

指定講習機関名
管理者下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を 年 月
日に終了したので報告する。

番号	氏名 生年月日	住所	性別	免許の種類	免許証番号	講習指導員名
					免許情報記録番号	

別記様式第十四の四から別記様式第十四の五の二までを次のように改める。

別記様式第14の4（第17条の10関係）

(表面)

運転経歴証明書交付等申請書

年月日

山梨県公安委員会 殿

処理区分	36	資料区分	B9
------	----	------	----

フリガナ				電話番号			性別
氏名					男	女	

生年 月日	大正 2	昭和 3	平成 4	年月日			
----------	---------	---------	---------	-----	--	--	--

住所							
----	--	--	--	--	--	--	--

現在の所有カード	運転免許証	マイナ免許証
手続終了後の所有希望カード	運転経歴証明書	マイナ経歴証明書

※太枠内ののみ記入してください。

写 真

照会番号

運転経歴証明書（写）

手数料欄

警察署受付

免許課受付

運転免許経歴証明書交付（運転経歴情報）内容

運転講習	欠字				免許の条件											入力担当者				
歴証明	氏名	年月日	生	電話											申請者受領					
本国籍等																				
住所内	有効年月日	免許番号	第	号	免許の種類	大型	中型	準大型	普通	大型	中型	普通	大型	中型	普通	大型	中型	普通	交付日	年月日
備考等															受付取扱者					

(裏面)

申請書の記載要領等

- 1 太枠の欄は、黒又は青のボールペン等で明瞭に、楷書で記載し、又は5号活字に印字すること。
- 2 この申請書に添付する写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、画像加工等なく、縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものとすること。

別記様式第14の5 (第17条の10関係)

運転経歴証明書記載事項等変更届

山梨県公安委員会 殿

年 月 日

※太枠内ののみ記入してください。

処理区分		資料区分		変更事項	生年 月日	大正 2	昭和 3	平成 4			年			月			日
氏名	フリガナ													性別 男 女			
住所															住所		
電話	現在の所有カード				運転経歴証明書					マイナ経歴証明書							
手続終了後の所有希望カード			運転経歴証明書					マイナ経歴証明書									

運転経歴証明書 (写)																確認書類	
																<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 公共郵便物 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他 ()	

運転免許経歴証明書交付(運転経歴情報)内容

運転経歴証明書等	欠字 講習 年月日	管轄 署	免許の条件 年月日 生 電話					入力担当者			
								申請者受領			
内 容	有効年月日	免許番号	第	号	免許の種類	大型 中型 準小型 普通 大型自二 普自二 小型 普通 大型引二 中引二 普引二 大引二 け引二 No.	交付日 年月日				
備考											受付取扱者

別記様式第14の5の2 (第17条の10関係)

(表面)

年 月 日

山梨県公報 第六百四十四号 令和七年十一月四日

運転経歴証明書再交付等申請書

山梨県公安委員会 殿

処理区分 36 資料区分 B9

※太枠内のみ記入してください。

フリガナ				電話番号				性別
氏名								男 女
生年月日	大正 2	昭和 3	平成 4	年 月 日				
住所								
再交付の理由 (該当に○)	1: 亡失 2: 盗難 3: 焼失 4: 滅失 5: 汚損 6: 破損 7: 記載事項変更 8: 写真変更 9: その他 ()							
記載事項変更の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
現在の所有カード	運転免許証			マイナ免許証				
手続終了後の所有希望カード	運転経歴証明書			マイナ経歴証明書				



照会番号

運転経歴証明書(写)

手数料欄

警察署受付 免許課受付

運転免許経歴証明書交付(運転経歴情報)内容

運転経歴証明書等内容	欠字				免許の条件									入力担当者					
講習		管轄		署															
氏名																			
本国籍等																			
住所																			
有効年月日	免許番号	第	号	有無	免許の種類	大型	中型	準大型	普通	普通特許	大型自動二輪	普通自動二輪	小型原付	原付引二輪	大型普通	普通引二輪	交付日	年 月 日	申請者受領

備考等																			受付取扱者
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------

(裏面)

申請書の記載要領等

- 1 太枠の欄は、黒又は青のボールペン等で明瞭に、楷書で記載し、又は5号活字に印字すること。
- 2 この申請書に添付する写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、画像加工等なく、縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものとすること。

別記様式第十六中

「やのむ」を「いふ」に改める。

別記様式第二十八及び別記様式第二十九を次のように改める。

別記様式第28（第25条関係）

※ 整理
番号

(表)

安全運転管理者に関する届出書

山梨県公安委員会 殿

年 月 日

① 届出者の氏名又は法人の
名称及び代表者の氏名

二

住 所

安全運転管理者を選任、解任
届出記載事項(①・③)
・(⑤・⑨))

(電話)

② 選任年月日		年 月 日			<p>⑨ 使 用 の 本 拠</p> <p>(ふりがな)</p>	
③ 安全運転管理者 氏名		(ふりがな)				
④ 資 格 要 件		生年月日 (年齢)	大昭年月日(歳) 平			
		運転の管理経験		3		
		1 2年以上	2 公安委員会の教習修了者 で1年以上	公安委員会の認定		
⑤ 職務上の地位		1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他()				
⑥ 安全運転管理者が運転免許を持っている場合		免許の種類				
		免許年月日	・・・	・・・		・・・
		免許証等番号				
⑦ 安全運転管理者の勤務の態様		勤務	日勤 隔日 その他()			
		副 安 全 運 転 管 理 者 の 有 無		あり(名)なし		
		⑧ 安 略 全 历 運 転 管 理 に 關 す る 經 歷		勤務期間	勤務所名	職務上の地位
自 · · 至 · ·						
自 · · 至 · ·						
自 · · 至 · ·						
自 · · 至 · ·						
(ふりがな)						
備 考				公 安 委 員 会 印	警 察 署 受 付 印	

(裏)

業種別	備考
1 官公署	
2 公社公団等	公庫及び官公立学校を含む。
3 農業	果樹、樹園、園芸、畜産及び養蚕を含む。
4 林業	育林、製薪、木炭製造、木材伐出及び狩猟業を含む。
5 漁業	水産養殖業を含む。
6 鉱業	砂、砂利及び玉石採取業を含む。
7 建設業	管工事業、さく井工業及び設備工事業を含む。
8 製造業	
9 卸売、小売業	百貨店を含む。
10 不動産業	不動産賃貸業を含む。
11 金融保険業	銀行、信託業及び証券業を含む。
12 運輸業	民営鉄道、水運業、沿海運輸、航空運輸及び倉庫業を含む。
13 電気ガス業	
14 通信業	放送業を含む。
15 サービス業	旅館、広告業、各種修理業、映画業、医療保険業、各種学校経済、文化、政治労働、社会福祉団体、清掃業及びニュース供給業を含む。
16 その他	

別記様式第29（第25条関係）

※ 整理
番号

(表)

副安全運転管理者に関する届出書

山梨県公安委員会 殿

年 月 日

① 届出者の氏名又は法人の
名称及び代表者の氏名

二

住 所

副安全運転管理者を選任、解任
届出記載事項(①・③)を変更
・(⑤・⑨))

(電話)

(裏)

業種別	備考
1 官公署	
2 公社公団等	公庫及び官公立学校を含む。
3 農業	果樹、樹園、園芸、畜産及び養蚕を含む。
4 林業	育林、製薪、木炭製造、木材伐出及び狩猟業を含む。
5 漁業	水産養殖業を含む。
6 鉱業	砂、砂利及び玉石採取業を含む。
7 建設業	管工事業、さく井工業及び設備工事業を含む。
8 製造業	
9 卸売、小売業	百貨店を含む。
10 不動産業	不動産賃貸業を含む。
11 金融保険業	銀行、信託業及び証券業を含む。
12 運輸業	民営鉄道、水運業、沿海運輸、航空運輸及び倉庫業を含む。
13 電気ガス業	
14 通信業	放送業を含む。
15 サービス業	旅館、広告業、各種修理業、映画業、医療保険業、各種学校、経済、文化、政治労働、社会福祉団体、清掃業及びニュース供給業を含む。
16 その他の業	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年十二月十五日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

山梨県警察本部長告示第四十四号

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条第二項ただし書に規定する措置（令和三年山梨県警察本部長告示第二十一号）の一部を次のように改正し、令和七年十二月十五日から適用する。

令和七年十二月四日

山梨県警察本部長 仲 村 健 二

三を次のように改める。

三 申請等を行つた者を確認するための措置

規則第三条第二項ただし書に規定する措置は、あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて申請部分に接続する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ公安委員会又は警察本部長が指定する措置とする。

四中「第四条」を「第五条」に改め、四を七とし、三の次に次のように加える。

四 氏名又は名称を明らかにする措置

規則第十条第一項に規定する措置は、三に定める措置又は規則第三条第一項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する措置とする。

五 処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準

規則第六条第一項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、同項に規定する公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

六 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の届出の方法

規則第七条第二号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第二条第一項に規定する方法によつて公安委員会等に届け出るものとする。
別表第一及び別表第二を削る。